

(別紙)

- 農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>別紙 1</p> <p>農地法に係る事務処理要領</p> <p>第 1～第 8 (略)</p> <p>第 9 農地等の賃貸借の解約等の関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第18条第 1 項の賃貸借の解約等の許可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業委員会の処理</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 農業委員会は、アの検討によりその申請の却下又は許可若しくは不許可について意見を決定し、法第18条の許可申請に係る農業委員会の意見書（様式例第 9 号の 4）を作成し、これを議事録の写しとともに許可申請書に添付して速やかに<u>都道府県知事（当該申請に係る農地等が指定都市（地方自治法第252条の19第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内にある場合は、指定都市の長。以下第 9 において同じ。）</u>に送付する。</p> <p>なお、農業委員会は意見書の写しを保管する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第10～第16 (略)</p>	<p>別紙 1</p> <p>農地法に係る事務処理要領</p> <p>第 1～第 8 (略)</p> <p>第 9 農地等の賃貸借の解約等の関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第18条第 1 項の賃貸借の解約等の許可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業委員会の処理</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 農業委員会は、アの検討によりその申請の却下又は許可若しくは不許可について意見を決定し、法第18条の許可申請に係る農業委員会の意見書（様式例第 9 号の 4）を作成し、これを議事録の写しとともに許可申請書に添付して速やかに<u>都道府県知事</u>に送付する。</p> <p>なお、農業委員会は意見書の写しを保管する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第10～第16 (略)</p>

別紙 1 関係 様式例一覧 (略)

様式例第 1 号の 1 ～様式例第 9 号の 2 (略)
様式例第 9 号の 3

農地法第18条第 1 項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿
(指定都市の長)

申請者 住所
氏名 印

下記土地について賃借権の〇〇をしたいので、農地法第18条第 1 項の規定により許可を申請します。

記

1 ～ 9 (略)
(記載要領) (略)

様式例第 9 号の 4

農地法第18条第 1 項許可申請に係る農業委員会意見書

平成 年 月 日
農業委員会 (知事受付 年 月 日 号)
(指定都市の長受付 年 月 日 号)

(略)

別紙 1 関係 様式例一覧 (略)

様式例第 1 号の 1 ～様式例第 9 号の 2 (略)
様式例第 9 号の 3

農地法第18条第 1 項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 住所
氏名 印

下記土地について賃借権の〇〇をしたいので、農地法第18条第 1 項の規定により許可を申請します。

記

1 ～ 9 (略)
(記載要領) (略)

様式例第 9 号の 4

農地法第18条第 1 項許可申請に係る農業委員会意見書

平成 年 月 日
農業委員会 (知事受付 年 月 日 号)

(略)

意見決定の理由、 許可の場合の条件	意見決定上問題とな った事項	知 事 の 決 定 (指定都市の長の決定) 平成 年 月 日 (指令第 号)			
		許 可	無条件	却 下	不許可
		一部許可	条件付		
指 令 接 受 平成 年 月 日					
本 人 通 知 平成 年 月 日					

(記載要領) (略)

様式例第9号の5

指令第 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事
(指定都市の長) 印

平成 年 月 日付けをもって農地法第18条第1項の規定による許可申請

意見決定の理由、 許可の場合の条件	意見決定上問題とな った事項	知 事 の 決 定 平成 年 月 日 (指令第 号)			
		許 可	無条件	却 下	不許可
		一部許可	条件付		
指 令 接 受 平成 年 月 日					
本 人 通 知 平成 年 月 日					

(記載要領) (略)

様式例第9号の5

指令第 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事 印

平成 年 月 日付けをもって農地法第18条第1項の規定による許可申請

のあった農地（採草放牧地）の賃貸借の〇〇については、下記により許可します。

記

1～3 （略）

（記載要領）

1～3 （略）

4 都道府県知事が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇農政局長に提出してください。

（留意事項）北海道にあつては、下線部の部分は記載しないこと。

2・3 （略）」

5 指定都市の長が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

のあった農地（採草放牧地）の賃貸借の〇〇については、下記により許可します。

記

1～3 （略）

（記載要領）

1～3 （略）

4 都道府県知事が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。なお、審査請求書は、なるべく地方農政局長（〇〇市〇〇町〇〇番地）を経由して提出して下さい。

2・3 （略）」

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、指定都市を被告として（訴訟において指定都市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

様式例第9号の6～第16号の35 (略)

様式例第9号の6～第16号の35 (略)